

## おかしばこ利用者用 新食品表示のご案内

「おかしばこ」は複数の方が利用できるインキュベーション施設です。お菓子を安全にお客様へ提供するために、個々が衛生管理に十分留意し適正な食品表示を心がけましょう。

### 食品表示の例 一括表示

<b>① 商品名 クッキー</b>	
名称	焼菓子
原材料名	②小麦粉（国産）、バター、きび砂糖、チョコレート（砂糖、ココアパウダー、乳糖、全粉乳、植物油脂）、卵黄、全粒粉、アーモンドパウダー ③／乳化剤、香料、④（一部に小麦・卵・乳成分・アーモンド・大豆を含む）
内容量	3個
賞味期限	2021.〇.〇〇
保存方法	直射日光・高温多湿を避けて保存
製造者	株式会社こぶろ須賀川 福島県須賀川市中町17-4（おかしばこ）
販売者	店名 氏名

※表示ラベルの文字サイズは【8ポイント以上】である。

ただし、表示面積に限りがある場合は、表示面積内に収まるサイズでも可。

- ① 枠外に商品名を記載する。自由につけても良いか誰が見ても分かりやすい内容とする。
- ② 最初に表示する材料（一番量が多いもの）は、必ず原産国を表示する。
- ③ 食品添加物は原材料の羅列と分けて表記する。改行して表示、または品目が多い場合は  
／（スラッシュ）で区切っても良い。
- ④ 一括表示では、原材料、食品添加物を羅列後、（一部に～を含む）という表記をもちいて、特定原材料等を全て表記する必要がある。

## <食品添加物を含む【加工品】を使用する場合>

チョコレートやココアなど菓子製造に加工品を使う際、アレルギーや食品添加物が含まれる場合は表示が必要である。また、含まれる添加物は、改行して表示 または / (スラッシュ) の後に羅列をする。

例：チョコレート（砂糖、ココアパウダー、乳糖、全粉乳、植物油、乳化剤、香料）

→ チョコレート（砂糖、ココアパウダー、乳糖、全粉乳、植物油）～  
／ 乳化剤、香料、

**新食品表示では**、特定原材料（小麦・卵・乳成分（乳）・落花生・そば・かに・えび・くるみ※R5.3.9～）の表示が義務付けられています。

原則として、それぞれの原材料の後にカッコ書きする方法（**個別表示**）で特定原材料を記載します。

ただし、表示面積に限りがあり、個別に記載が出来ない場合は、例外として原材料と添加物の直後にまとめてカッコ書きする方法（**一括表示**）が可能です。

菓子類のラベル表示面積は小さいため、おかしばこでは一括表示でのラベル作成方法をお知らせしています。

<個別表示の例や新食品表示の詳細は下記でご確認ください>

### 消費者庁 HP の「早わかり食品表示ガイド」

- ① アレルギー表示ルールの改正
- ② 加工食品の栄養表示

ご相談は「県中保健所」にお問い合わせいただくか、もしくは「こぶろ須賀川」へ。